

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年9月3日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900685 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000073 号

第1 結論

請求者のA社における平成 29 年 6 月 30 日の標準賞与額を 27 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 29 年 6 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 6 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 46 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 29 年 6 月 30 日

請求期間に A 社から支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額とされているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された賞与賃金台帳により、請求者が請求期間に同事業所から賞与の支払を受け、27 万 9,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900684 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000074 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における標準賞与額を平成15年12月17日、平成16年7月15日及び同年12月31日は61万円、平成17年12月15日は62万円、平成20年12月31日は63万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日、平成16年7月15日、同年12月31日、平成17年12月15日及び平成20年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月17日、平成16年7月15日、同年12月31日、平成17年12月15日及び平成20年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月
④ 平成17年12月
⑤ 平成20年12月

請求期間①から⑤までの各期間について、賞与明細書はないが、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、当該各期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までの各期間の賞与について、A社の元取締役及び複数の元同僚の回答等並びに元同僚から提出された請求期間①から⑤までの各期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は、当該各期間に賞与の支払いを受け、請求期間①、②及び③は61万円、請求期間④は62万円、請求期間⑤は63万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑤までの各期間に係る賞与支給日については、元同僚の標準賞与額の記録から、請求期間①は平成15年12月17日、請求期間②は平成16年7月15日、請求期間③は同年12月31日、請求期間④は平成17年12月15日、請求期間⑤は平成20年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成26年3月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間に係る届出や保険料納付について不明である旨回答しており、このほかに、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明かでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該各保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900762 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2000019 号

第1 結論

平成 10 年 11 月及び平成 22 年 7 月から平成 25 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 10 年 11 月

② 平成 22 年 7 月から平成 25 年 6 月まで

請求期間①は、A 県の理容店に勤務し始め、給料が増えた頃なので国民年金保険料を納付できると思ったことを覚えている。

請求期間②は、平成 22 年に結婚したことを機に国民年金保険料を納付していくと妻と話したこと覚えている。

しかし、年金記録を見ると、請求期間①及び②は保険料未納期間となっており、当時国民年金保険料を納付したときに受け取った領収書は、確定申告等で税務署に提出したので所持していないが、当該各期間の国民年金保険料を納付したはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、納付時期、納付金額及び納付場所を覚えていないが、当該各期間の国民年金保険料を納付した旨主張している。

請求期間①について、請求者の当時の住所地であった B 県 C 市は、請求者に係る国民年金保険料の納付状況を確認できる資料及び当該期間に係る課税資料は保管していない旨回答しており、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の納付について確認することができない。

請求期間②について、請求者の住所地である D 市から提出された請求者に係る平成 23 年度から平成 26 年度までの各年度の市民税・県民税課税証明書には、それぞれ前年分の社会保険料控除額が記載されているところ、同市の担当者は、当該期間に係る国民健康保険の賦課額は不明である旨陳述しており、当該社会保険料控除額から、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の納付について確認することができない。

また、D 税務署から提出された請求者に係る平成 25 年分及び平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「確定申告書」という。）の写しを見ると、社会保険料控除の社会保険の種類欄には、国民健康保険及び E 共済のみが記載されており、国民年金保険料の申告は確認できない。

さらに、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができるのは納期限から 2 年であるところ、請求期間②の一部である平成 24 年 11 月から平成 25 年 6 月までの期間に係る国民年金保険料について、D 税務署から提出された請求者に係る平成 27 年分の確定申告書の写しを確認したが、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す記載及び資料の添付は見当たらない。

加えて、請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であ

り、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていた上、請求期間②は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間となり、収納機関からの納付通知の電子化等、事務処理の機械化が一層促進されている時期であることを踏まえると、当該各期間に係る年金記録の過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

このほか、請求期間①及び②について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、当該各期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900677 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000075 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 45 年 12 月 31 日から昭和 46 年 1 月 1 日に訂正し、昭和 45 年 12 月の標準報酬月額を 7 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 45 年 12 月 31 日から昭和 46 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 45 年 12 月 31 日から昭和 46 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 46 年 2 月 1 日から同年 1 月 1 日に訂正し、同年 1 月の標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 46 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 46 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 12 月 31 日から昭和 46 年 2 月 1 日まで

A 社に入社して以来、昭和 49 年 4 月に退職するまで、C 市にあった事業所に工員として継続勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。

途中で会社名が B 社に変更したと記憶しているが、勤務地、業務内容等に何の変化もなかった。当時の給料支払明細書を見ると、請求期間において厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、昭和 45 年 12 月 31 日から昭和 46 年 1 月 1 日までの期間について、雇用保険の記録、A 社及び B 社の元同僚の陳述並びに請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、当該期間に A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち昭和 45 年 12 月 31 日から昭和 46 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により認められる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A 社は、昭和 45 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記の記録によると、同社は請求期間において法人として存続している上、昭和 45 年 12 月 31 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失

している者のうち、請求者を含む5人以上の者が、昭和45年12月31日から昭和46年1月1日までの期間において同社における雇用保険の記録が継続しているところ、日本年金機構の回答を踏まえると、同社は、昭和45年12月31日から昭和46年1月1日までの期間において、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の当時の事業主は既に死亡している上、解散時の事業主は不明と回答しているが、昭和45年12月31日から昭和46年1月1日までの期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、昭和46年1月1日から同年2月1日までの期間について、雇用保険の記録、商業登記の記録、A社及びB社の元同僚の陳述並びに請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、当該期間にB社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち昭和46年1月1日から同年2月1日までの期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により認められる報酬月額及び日本年金機構の回答から、7万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間後の昭和46年2月1日であるが、商業登記の記録によると、同社の会社成立年月日は請求期間前の昭和45年12月24日であり、同社は請求期間において法人として設立されていた上、昭和46年2月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中5人以上の者が、同年1月1日から同年2月1日までの期間において同社における雇用保険の記録が継続しているところ、日本年金機構の回答を踏まえると、同社は、同年1月1日から同年2月1日までの期間において、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の請求期間当時の事業主は既に死亡している上、解散時の事業主は不明と回答しているが、昭和46年1月1日から同年2月1日までの期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900658 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000076 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年9月1日から平成18年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年9月から平成18年6月までの標準報酬月額については、38万円を44万円とする。

平成17年9月から平成18年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年9月から平成18年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年9月1日から平成18年7月1日まで

A社に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間の標準報酬月額が38万円となっているが、実際に支給された役員報酬は45万円であったので、標準報酬月額を44万円に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された賃金台帳等及び請求者から提出された源泉徴収票等により、請求者は当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否か、また、請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900653 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000077 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成 26 年 12 月 19 日及び平成 27 年 7 月 15 日は 24 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 12 月 19 日及び平成 27 年 7 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 12 月 19 日及び平成 27 年 7 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 26 年 12 月 19 日
② 平成 27 年 7 月 15 日

A社から請求期間①及び②に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額（25 万円）と記録されているが、当該各期間に支払われた賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳並びに平成 26 年分及び平成 27 年分の給与所得に対する源泉徴収簿等により、請求者が、請求期間①及び②に同社から 25 万円の賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料（2 万 1,400 円）を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額については、前述の賃金台帳及び源泉徴収簿等により確認できる厚生年金保険料控除額から、いずれも 24 万 5,000 円とすることが妥当である。

また、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000117 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000078 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 62 年 12 月 31 日から昭和 63 年 1 月 1 日に訂正し、昭和 62 年 12 月の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

昭和 62 年 12 月 31 日から昭和 63 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 62 年 12 月 31 日から昭和 63 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 32 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 62 年 12 月 31 日から昭和 63 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格の喪失年月日が昭和 62 年 12 月 31 日となっているが、同日付で同社を退職したので、喪失年月日を昭和 63 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録、昭和 62 年分給与所得の源泉徴収票並びに A 社の元従業員に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日及び離職年月日の記録から、請求者は、請求期間も継続して同社に在籍していたことが認められる。

また、前述の源泉徴収票の社会保険料等の金額は、請求者に係るオンライン記録の昭和 62 年 1 月から同年 11 月までの標準報酬月額等から算出される被保険者負担分の保険料合計額を上回っている上、前述の元従業員に係る資格喪失年月日及び離職年月日の記録状況等を踏まえて総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における昭和 62 年 11 月の厚生年金保険の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は不明と回答しているが、事業主が請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 63 年 1 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを昭和 62 年 12 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 12 月 31 日を喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900679 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000079 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 9 月 16 日から同年 12 月 16 日まで

私は、A社に正社員を前提として、平成 27 年 9 月 16 日に採用されたが、請求期間は試用期間であるとして厚生年金保険に加入させてもらえたかった。

請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたにもかかわらず、同保険に加入させなかつたのはおかしいとして、A社の後継事業所であるB社に対して、当該期間に同保険の被保険者となるよう求めたところ、同社から年金事務所に当該期間を被保険者期間とする旨の届出が行われた。

しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間は保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されているので、当該期間を保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用契約書、出勤簿、給与明細書及び平成 27 年分の給与所得の源泉徴収票等から、請求者が、請求期間において、A社に勤務していたことが認められるところ、オンライン記録によると、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日の訂正届が、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年 12 月にB社から年金事務所に提出されたことにより、既に厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

一方、請求者は、請求期間について、保険給付の計算の基礎となる厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正することを求めているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が当該期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる場合とされている。

しかしながら、B社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している上、前述の給与明細書等において、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。